

平成27年度第1回愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議 委員発言概要

(1)DV防止対策について

①平成26年度DV防止対策関係事業実施状況について

(稲見委員)

資料1、1頁の基本目標Ⅰ、重点目標2②「被害者相談窓口の周知」について、昨年12月に内閣府が調査したものをまとめた報告書によると、「知らない」と答えた人が64.7%もいる。資料2の「相談窓口を知っていたか」を見てみると、「知らなかった」と回答した人が9割以上もいて、非常に高く感じる。もっといろいろな方法を考えて、認知度を向上させていかなければならない。

(高本委員)

資料2のアンケート結果について、高校生が被害を受けた場合の相談先として、「友人・知人」が38.9%しかなく、あとは誰にも相談しない。受講後はDVに対する認識が高くなっているが、相談しない要因は調べていないのか。

(男女参画・県民協働課)

受講生アンケートは、資料2に掲載している項目についての調査であって、これ以外の項目について調査は行っていない。

(高本委員)

これだけ相談しない人がいることはアンケートから明らかだが、どうしてか。

(男女参画・県民協働課)

DVに関する基本的な知識や普及啓発がもっと必要なので、高校生向けDV未然防止講座を実施している。できるだけ多くの高校に手を挙げてもらって、講座を開催してもらえるよう働きかけを行っていく必要があると思う。DVに関する正しい知識が身につくと、どこに相談すべきか、誰に相談すべきか等について、ノウハウが伝達されると考えている。

(中村会長)

資料2、被害経験があった大学生の相談先として、平成26年度は「家族」が急激に減っている一方、「友人・知人」が増えている。これは対象者の特性なのか。「家族」、「誰にも相談しなかった」が0%になっているが、正しいのか。

(男女参画・県民協働課)

講座を開催したところに対してアンケートを実施している。毎年同じ学校を対象にしているアンケートではなく、また対象となっている人数も少ないので、年度によって数字が大きく変わる。昨年は開催校が少なかったこともあり、偏りがあった。しかし福祉総合支援センターや男女共同参画センター等の公的機関に対する相談件数は例年少ない傾向が続いているので、周知啓発を行って、気軽に相談してもらえるよう方策を考えていきたい。

(稲見委員)

内閣府の調査は全国のもので、愛媛県の数字とはイコールにならないかもしれないが、なぜ相談しなかったのかについて、「相談するほどのこととは思わなかった」が55.8%もあり、「自分が悪いと思った」、「相談しても無駄だと思った」が2割近くあった。この数字は愛媛県とあまり変わらないと思う。

また、我々も高校生を対象に毎年アンケートを実施しているが、誰に相談するかについて大多数が「友人」に相談すると回答し、「家族」や「学校の先生」はほとんど0%に近い。このことについて分析は行っていないが、このような傾向が出ている以上、自分が被害に遭っていなくても相談を受けた場合教えられるように啓発を行っていく。この傾向は大学生でも同じなのではないか。

(中村会長)

全国的な傾向と愛媛県の特性について分析しなければならない。

②平成27年度DV防止対策関係事業について

(長井委員)

DV面接相談の時間帯について、相談に来る人も働いていると思うので、この相談時間帯だと相談しづらいと思う。延長する等の配慮はできないのか。

また、婦人相談員という言葉は成人した女性だけを相談相手にしている印象を与えるので、名称としては女性相談員が良いのではないかとと思う。

(子育て支援課)

夜間電話相談については、18時から20時で実施している。延長してほしいという要望はあまりないので、現在のところ20時までとしている。以前は月曜日から土曜日までであったところを日曜日まで拡充した。もう少し遅くまで実施してほしいという要望があれば検討していきたい。

婦人相談員の名称については、婦人相談所という名称が法律に基づいているので、それに準じて婦人相談員としている。

(渡邊委員)

女性のための夜間電話相談事業について、子どもを寝かせた後だと20時以降になり、相談できないと聞いたことがある。時間の延長や年末年始の相談受付等、配慮してはどうか。

(山本委員)

資料4、2頁に弁護士による専門講習とあるが、これはどのようなものか。弁護士会は積極的に取り組んでいるのか。

(市川副会長)

弁護士による専門講習は、担当者を対象にした講習であり、DV被害者に対する啓発はあまり実施していない。弁護士会の中でもDVに特化した委員会はなく、被害者支援の中に取り込まれていると思う。男女共同参画センターの法律相談で、時々DVに関する相談が入ってくるものの、DV案件自体はそれほど多くない。一度相談を受けると、多くは相談時間の枠内で処理し切れる案件ではないので、問題がある場合は事務所に来てもらって、時間をかけて聞く。弁護士が行っている講習は、実際に担当している人に対して、実務的なことも踏まえて話をしている。

③平成27年度DV防止対策連絡会開催状況について

(高本委員)

資料5、6を見ていると、資料5の2頁、会員からの意見の中で、「警察を通してつなぐ方が福祉総合支援センターも判断しやすいと思うので、まずは警察で迅速な対応をしてもらうのが一番いい。」とある一方、資料6では、警察関係者からの意見として、「診断書等、何らかの証拠がないと、対応が難しい。」とある。両者の意見は対極にあるが、どのように考えているのか。

(男女参画・県民協働課)

DV防止対策連絡会では、夜間・休日に暴力が発生して、命の危険がある状況のとき、どのように対応するかについて議論を行った。緊急の場合、福祉総合支援センターに連絡した後、警察につなぐと、実際に被害が生じる可能性があるので、すぐに警察に相談した方が良いという話だった。

地域ブロック別担当者会については、一般的なDVに関する相談について話し合った。例えばNPOの場合、被害者が洗脳されているために自分が悪いと思い込んで、被害を相談あるいは事件化する意思のない場合、被害者に寄り添いながら、自立できるまでサポートする。他方、警察の場合、被害者の安全確保を最優先としており、事件化するかしないかを中心に仕事が進んでいる。

このように、今回の地域ブロック別担当者会はお互いにどのような仕事をしているのか、迅速な連携のためにはどのようなことが必要なのかを再確認した会議となった。ただ、暴力が発生して被害者の迅速な保護を要するときは警察に連絡しなければならないという認識では一致している。

(高本委員)

資料4の市町の相談件数について、22年度から26年度を見ると、松山市、新居浜市は多い。今治市の方が新居浜市より人口が多いにも関わらず、新居浜市の相談件数の方が多くなっている。行政の中でDVに対する温度差があるとすれば、救える地域と救えない地域が出てくる。これはそちらがやらなければならないと言っていると前に進まないのではないか。どこかが調整しなければならないと思うが、各市町が連携して対応してほしい。

(中村会長)

相談件数をDVに対応できている数と考えれば、その地域の手当てが厚いと言える。特に新居浜市は相談員の熱心な取り組みが反映されていると思う。相談件数が増えているのは、社会環境が悪化しているからではなく、DVに対する意識が高くなり、問題が顕在化してきたからではないか。

実務担当者間のネットワークづくりをする地域ブロック別担当者会において、具体的な議論ができており、前進していると思う。

(2)意見交換

(稲見委員)

市町におけるDV相談対応状況を見ると、松山市は605件、新居浜市は642件となっている。新居浜市はNPO法人新居浜ほっとねっと等が熱心に活動しており、新居浜市配偶者暴力相談支援センターもできている。ある意味で新居浜市は敷居が高くなく、他市町や福祉総合支援センターや男女共同参画センターの敷居が高いのかもしれない。このことについて、分析してほしい。

また、講座に行くと、「初めて相談窓口があることを知った。」という高校生が多いので、相談窓口を周知していくことが大事。例えば、過去に県が実施していたと思うが、相談先を掲載したステッカーを女子トイレに貼るのはどうか。ある病院からDVを受けている妊婦が多いと聞いたことがあるので、病院に貼ることも効果的だと思う。認知度を少しずつ高めていき、その次に相談機関の敷居が高くない体制を作っていくべきだ。

最後に、性的被害の問題について機会があれば相談員研修の中で実施してほしい。

(中村会長)

被害者の年齢構成を見ると、30～40代が中心なので、若い世代への教育と併せて、周知啓発を行っていくべきだと思う。

また、高齢者DVも無視できない問題となってきている。介護の問題とDVの見分けが難しいので、対応する人の力が求められる。単に男女の問題ではなく、もう少し拡大したシステムにしなければならないと感じる。

(佐藤委員)

被害者の年齢層は20～40代が多い。保護された人に同伴児童がいた事例はどの程度あるのか。

相談先として友達が圧倒的に多いことを見ると、「相談してください」と本人に働きかけるだけでなく、自分が友達に相談されたとき、どのように答えるかという研修も有効なのではないかと思う。相談窓口を周知すればするほど、今度はどの窓口で相談したら良いのか分からなくなると思うので、緊急のときにはとにかく警察、それ以外の場合はどこに相談すべきかを周知してほしい。

(子育て支援課)

手元に 26 年度の資料しかないが、26 年度に保護した女性は 39 名、同伴児童は 40 名、計 79 名の保護を実施した。ただ、手元に資料がない関係で、うちDVを理由としたものが何名かは分からない。

(中村会長)

乳児、幼児、学童期等の同伴児童の年齢的な情報もないのか。その情報によって次の対応やケアの仕方が変わってくると思う。

(子育て支援課)

手元に資料がないので分からない。

(中村会長)

福祉総合支援センターや男女共同参画センターと言われても、実際どこに相談すべきか分からないこともあると思うので、専用の番号を設けて集中的に相談を受ける強化月間や強化週間を実施することも一つの方法だと思う。

(高本委員)

相談したいが、子どものことを考えて、あるいは相手に対しての恐怖があって相談できないのかも知れない。また、一時的な避難後のシステムがどのようになっているか分からないために相談できない人がいるのではないか。相談後の生活の安定、自立があって初めて完結すると思う。相談した後が見えてくると良いのではないか。

(子育て支援課)

婦人相談員による相談、住宅の確保、就業支援、経済的自立に向けた支援等を実施しており、DV被害で避難してきた人を一時保護所で保護し、必要であれば福祉総合支援センターにつなぐ。期間の目安としては6ヶ月で、その先の生活をどうしていくかを婦人相談員や福祉総合支援センターを交えて相談し、本人の意思を尊重して支援を実施していく。

(渡邊委員)

電話相談の際、「NPO法人ですか。」と聞かれて、「民間です。」と答えると電話を切られる。日本人は肩書きを見て、相談するかどうかを判断する傾向がある。新居浜の相談件数が多いのは、県外、市外から多くの人々が相談に来ているからだ。小さなことでも熱心に聞いてあげる等、対応がとても手厚いので、評判が広がっていく。

(山本委員)

高齢者DVと高齢者虐待との関係、特にそこに絡んでくる認知症の問題について、他人に言えない層に対する配慮が必要になってくるのではないか。仕事の領域が重なってくるので、どこが担当するのかという問題が生じる。領域の重なっている両者が対応するのが一番だが、たとえば地域包括支援センターが一番相談しやすいために仕事が増えているように、今後、後期高齢者が増えてくると大きな問題になってくと思う。DVという言葉はどうしても20～40代の年齢層を念頭に置くが、社会の中に潜在化してしまう年齢層も今後は考慮していかなければならないと思う。

(中村委員)

これから後期高齢者が増加していく中で、このような状況も計画等に反映させていかなければならない。

(男女参画・県民協働課)

高齢者DVの問題は昨年度のDV防止対策連絡会でも提案議題として挙げた。配偶者暴力相談支援センター側も相談実態等から勘案して、検討していく必要があるという問題意識を持っている。昨年度地域ブロック別担当者会を開催したが、メンバーとして地域包括支援センターの担当者に入ってもらう等、関係機関の参画を求めて、今年度も引き続き実施し、実効性のある会議としたい。

(中村会長)

事例検討を行う際、地域性を考えて高齢者DVの事例を取り上げることも必要かもしれない。認知症の人は自分の意思を伝えられないでいるので、専門家の意見を聞く機会があると良いと思う。

(安永委員)

民生児童委員として活動しているが、子どものことは子育て支援センターに、高齢者のことは地域包括支援センターに相談するようにしている。DVは男性から女性に対する暴力と考えがちだが、女性から男性に対する暴力もあるのか。

(稲見委員)

内閣府の調査によると、女性の4人に1人、男性の6人に1人が被害を受けている。また、女性の10人に1人、男性の30人に1人が何度も暴力を受けていると回答している。

(堀川委員)

高校においては、DV被害についての相談ができる体制を作っていくことも大切だと思う。不登校生との相談が中心となる教育相談体制は充実してきているので、それ以外のDV被害などについても気軽に相談できる体制作りを、スクールライフアドバイザーの活用等も含めて、教育相談課で進めていくことも検討できればよいと思う。

また、先ほど性被害について意見があったが、被害に遭っている生徒がいても本人が相談できにくい状況があるのではないかと思う。生徒たちの心のサインを見逃さず、もし実際に被害にあった生徒がいた場合は、担任や学年主任、教育相談担当が中心となって、保護者と連携をとりながら、生徒の心に寄り添い配慮ある対応をしていく必要があると思う。

(長井委員)

加害者の年齢構成は30～39歳が多いので、次世代向けの防止研修会だけではなく、そういった年齢層に向けてもしっかり行うべきだと思う。研修会への講師派遣事業により職場に講師を派遣するとあるが、26年度の実績について知りたい。

(男女参画・県民協働課)

研修会への講師派遣事業は一般県民対象で、職場や民生児童委員の研修会等へ講師を派遣しているが、昨年度、職場への講師派遣の実績はない。松野町民生児童委員の研修会へ講師を派遣した。

(長井委員)

SNSが普及して、直接的な身体への暴力ではなく、言葉による暴力が発生している。普段大人しい人が、SNS上では非常に攻撃的になってしまう例もある。言葉も暴力になりうると指導していきたい。

(市川副会長)

本会議で議論する際、配偶者の暴力を中心として、そこから問題を広げていくことは良いと思う。基本的には相談後、様々な支援を実施して、最後は自立ということになる。自立に向けた支援体制はある程度整備されていると思うが、実績があまりないのは、相談窓口にとどり着けない人が圧倒的に多いからではないか。個別の案件として、被害を受けている人を救済するためには、支援体制があることを知ってもらうのが大事。

議論の中で異質だと感じたことは、認知症を持った高齢者の場合、自らDV被害を認識して相談窓口に行くことはありえないので、こちらから発見して近づいていく必要があるということだ。この会議で考えている範疇からかなり距離がある問題ではない

かと感じるが、高齢者配偶者間でもDVはありうるので、高齢者DVを念頭に置いた活動を将来的にはしていくべきだろうと思う。

(中村会長)

まずDV被害で困っている人、少なくともSOSを出した人は完璧に救済できるシステムと支援体制が必要だ。SOSが出せないでいる人、出す能力に乏しい人の救済が次の課題だと思う。人と人との関係をどう作っていくかが大事になってくる。そのためには、県の取組みや組織をできるだけ有効に使ってもらえるようにPRしていかなければならない。今日の会議で議論になったデータや課題を分析してもらって、次回、より良い議論をしたい。